

公益社団法人愛知県臨床検査技師会理事会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛知県臨床検査技師会（以下「本会」という。）の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開催)

第2条 理事会は毎月開催するほか、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に召集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が召集したとき
- (4) 監事が職務上報告が必要であると判断し、監事から会長に召集の請求があったとき。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする召集通知が発せられない場合に、監事が直接理事会を召集したとき。

(構成)

第3条 理事会はすべての理事をもって組織する。

(定足数)

第4条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

第2章 理事会召集の手續

(召集者)

第5条 理事会は会長が召集する。ただし、第2条第1項第3号により理事が召集する場合及び同条第1項第4号後段により監事が召集する場合を除く。

- 2 第2条第3号による場合は、理事が、同条第4号後段による場合は、監事が召集する。
- 3 会長は、第2条第2号又は同条第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を召集しなければならない。
- 4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを召集することができる。

(召集通知)

第6条 理事会を召集する時は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 2 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 第1項前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手續を経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第7条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、会長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(関係者の出席)

第8条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴集することができる。

(採決)

第9条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括採決することができる。

- 2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(決議方法)

第10条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第11条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案の可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により、一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(報告の省略)

第12条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項に規定は、第18条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第13条 監事は、理事会に出席し、必要な場合は意見を述べなければならない。

(議事録)

第14条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

(議事録の配布)

第15条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第16条 理事会は、本会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに会長並びに副会長の選任及び解任を行う。

(決議事項)

第17条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1)法令に定める事項

- イ 本会の業務執行の決定
- ロ 会長並びに副会長の選任・解任
- ハ 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 多額な借入
- ヘ 重要な使用人の選任・解任
- ト 事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ス 事業報告及び決算書類等の承認
- ル その他法令に定める事項

(2)定款に定める事項

- イ 定款に定める規程の制定、変更及び廃止
- ロ 特定資産の維持、管理及び処分の決定
- ニ その他定款に定める事項

(3)その他重要な業務執行に関する事項

- イ 部長の選任・解任
- ロ 委員会及び各部門の設置・運営に関する必要な事項
- ハ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- ニ 理事会が必要と認める事項
- ホその他

(報告事項)

第18条 会長並びに副会長は、毎事業年度ごとに4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正な行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第19条 理事会の事務局には、庶務部長が当たる。

第6章 雑則

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

別 表

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所
- 2 理事会が次に掲げる召集によるときは、その旨
 - イ 理事会運営規程第2条第1項第2号の規定による会長以外の理事の請求をうけた召集
 - ロ 理事会運営規程第2条第1項第3号の規定による会長以外の請求をした理事の招集
 - ハ 理事会運営規程第2条第1項第4号前段の規定による監事の請求をうけた召集
- 二 理事会運営規程第2条第1項第4号後段の規定による監事の招集
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 定款第27条第3項の規定により、監事が理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- 5 定款第36条第2項により議事録署名人とされた会長以外の理事で、理事会に出席したものの氏名
- 6 定款第34条の規定による議長の氏名

II 理事会運営規程第11条のみなし理事会

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

III 理事会運営規程第12条の報告省略理事会

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名